

特別養護老人ホーム緑の郷ショートステイ（介護予防）運営規程

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人東晴会が運営する緑の郷ショートステイ（以下「緑の郷ショートステイ」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「指定短期入所生活介護事業等」という。）の適正な運営を図る為、必要な事項を定める。

（運営方針）

第2条 緑の郷ショートステイは、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、短期入所生活介護サービス計画に基づき、利用者がその有する能力に応じ、自律した日常生活を営むことができるように支援し、併せて利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 緑の郷ショートステイは、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、宇都宮市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 緑の郷ショートステイは、指定短期入所生活介護事業等を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

4 緑の郷ショートステイは、適切な指定短期入所生活介護事業等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホーム 緑の郷ショートステイ
- （2）所在地 栃木県宇都宮市西刑部町2544番地175

第2章 職員及び職務内容

（職員）

第4条 緑の郷ショートステイは、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員配置を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することが出来るものとする。

- （1）施設長（管理者） 1名
- （2）介護職員 4名以上
- （3）看護職員 1名以上（兼務可）
- （4）機能訓練指導員 1名以上（兼務可）

(5) 事務員

1 名

(職務内容)

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 介護支援専門員は、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自律した生活を営むことが出来るように、短期入所生活介護サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- (3) 生活相談員は、利用者及びその家族からも相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。
- (4) 介護職員は、短期入所生活介護サービス計画に基づき、短期入所ユニットにおいて利用者の日常生活の介護、援助業務に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の健康管理、機能訓練の指導を行う。
- (6) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

2 職員は別に定める各マニュアルを遵守することとする。

3 ユニットに常時1人以上の介護職員を配置し、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人の介護職員を配置し、介護に従事させるものとする。又ユニットに常勤のユニットリーダーを配置する。

(職員の勤務体制等)

第6条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

第3章 利用定員及びユニットの利用定員

(利用定員)

第7条 緑の郷ショートステイの指定短期入所生活介護事業等の利用定員は8名とする。

2 前項に定めるほか、併設する特別養護老人ホーム緑の郷の入所定員の範囲内において、入院等をした入居者の居室を利用して、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業を提供できるものとする。

(ユニットの数及び定員)

第8条 緑の郷ショートステイが提供する居室の定員は1人とする。その際、選択する階及び居室は、居室の空き室状況により、施設側が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し同意を得るものとする。

2 ユニットは「みずほの宿」の1ユニットとし、定員は8名とする。

3 居室はユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられている。

第4章 事業内容及び利用料並びにその他の費用の額

(短期入所生活介護等の内容及び利用料)

第9条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づく割合とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話。
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 緑の郷ショートステイは、前項の支払いを受ける額の他、重要事項説明書第5項第2号の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

3 緑の郷ショートステイは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者、その家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用の同意を得ることとする。

4 緑の郷ショートステイは、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載した、サービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

5 日常生活において、通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。

6 前各号の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 緑の郷ショートステイの通常の送迎の実地地域は宇都宮市、上三川町とする。

第5章 施設利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第11条 緑の郷ショートステイの利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 指定された場所以外での火気、刃物等危険物の使用、喫煙はしないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと。
- (3) 多額の現金、貴重品、危険物を持ち込まない。
- (4) 暴言、暴力、泥酔、無断外出等、他人の迷惑になることをしないこと。
- (5) 施設内で、他人に対し宗教活動及び政治活動を行わないこと。

2 利用者が、故意または過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させ、または原状に回復させることができる。

(緊急時における対応)

第12条 緑の郷ショートステイ職員等は、短期入所生活介護サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または施設の協力医療機関への連絡を行うなどの、必要な措置を講ずるものとする。

(事故の発生の防止及び発生時の対応)

第13条 緑の郷ショートステイは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 緑の郷ショートステイは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。

3 緑の郷ショートステイは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 緑の郷ショートステイは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第6章 非常災害対策、衛生管理、苦情対応等

(非常災害対策)

第14条 緑の郷ショートステイは、非常災害に備えて、非常災害に対する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 緑の郷ショートステイは、防災管理者を配置し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第15条 緑の郷ショートステイは、利用者の使用する食器その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 緑の郷ショートステイは、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 緑の郷ショートステイは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情への対応)

第 16 条 緑の郷ショートステイは、提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 緑の郷ショートステイは、提供した短期入所生活介護サービス等に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは、提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 緑の郷ショートステイは、提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護等)

第 17 条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は、家族の個人情報を漏らしてはならない。

2 緑の郷ショートステイは、職員であったものが、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又は家族の個人情報を漏らすことがないように、雇用契約にその旨を明記する等、必要な措置を講ずるものとする。

3 緑の郷ショートステイは、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 緑の郷ショートステイは、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 緑の郷ショートステイは、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを関係各市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 19 条 緑の郷ショートステイは、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 緑の郷ショートステイは身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第20条 緑の郷ショートステイは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 緑の郷ショートステイは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 緑の郷ショートステイは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（資格取得）

- 第21条 緑の郷ショートステイは、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（居宅介護支援事業者等に対する利益供与等の禁止）

- 第22条 緑の郷ショートステイは、居宅介護支援事業者等又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（重要事項の揭示）

- 第23条 緑の郷ショートステイは、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

（会計の区分）

- 第24条 緑の郷ショートステイは、短期入所生活介護サービス事業の会計を他の事業会計と区分するものとする。
- 2 緑の郷ショートステイの経理は、社会福祉法人東晴会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第 25 条 緑の郷ショートステイは、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 緑の郷ショートステイは、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間は保存するものとする。

(法令との関係)

第 26 条 この規程に定めのない事項については、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）、特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 46 号）その他関連法令の定めるところによる。

附 則

平成 23 年 4 月 1 日	適 用
平成 27 年 8 月 1 日	第 9 条第 1 項の一部を改め、第 2 項を削除する。
平成 30 年 10 月 1 日	第 4 条の一部を削除し、第 9 条第 1 項の 1 部を改める。
令和 3 年 4 月 1 日	介護報酬改定により改廃する。
令和 6 年 3 月 1 日	第 7 条第 2 項を追加する。